

東京都医師会団体

※

休診補償制度を

団体割引
30%
適用無事故戻し
返れい金
20%

基本プラン:所得補償保険

+

長期療養プラン:団体長期障害所得補償保険

ご存じですか?

※ここでいう休診とは、医院を休業されていることを必要要件としておりません。

勤務医の先生方や医療機関の従業員の方にもご加入いただけます。

制度の概要

がん、脳卒中、急性心筋こうそく、糖尿病・精神障害の「5大疾患」はもちろんほとんどすべての病気や国内外でのケガ(地震等の天災を含みます。)で就業不能になったときに会員の先生の医業収入を保険金額を限度に補償します。医師の指示による自宅療養期間も含めて保険金が受け取れる保険です。

・基本プラン(対象期間が1年または2年)で心配な方には、長期療養プラン(団体長期障害所得補償保険)で対象期間5年間または最長70歳までの補償もご用意しております。

基本プラン(所得補償保険)のその他の主な特長

医師の診断は不要!

※医師の診査は不要ですが、告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

精神障害も補償!

※アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象となりません。

新型コロナウイルス感染症による就業不能についても補償!

※感染症状の状態、有無に拘わらず、被保険者ご本人以外の医師による診断書のご提出が必要です。

保 険 契 約 者

公益社団法人 東京都医師会

加 入 対 象 者
(加入者は法人でもOK)満79歳以下で、就労所得のある会員の先生(開業医・勤務医を問いません)
(満89歳までご継続できます。)

保 険 期 間

2023年1月1日午後4時から2024年1月1日午後4時まで

保険責任開始日・
保険料振替日中途加入の受付(随時):毎月10日締切で、翌月1日から保険責任開始
保険料は、原則 保険責任開始月の翌月27日にご指定口座より毎月引落し

Tokyo Medical Association

公 益
社 団 法 人

東京都医師会

保険金額(月額)は、就労所得の範囲内で10万円単位かつ600万円以内。
(最高月額600万円は、満69歳まで)

・保険料の例は以下の条件で作成しています。

保険期間1年、団体割引30%適用、職種級別1級(医師)

対象期間1年、支払対象外期間4日間、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約

入院初期費用補償特約(5万円)、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット

	所得補償保険金額(月額)	50万円	100万円	200万円
満年齢別・月払保険料(円)	25～29歳	5,820	11,370	22,470
	30～34歳	6,770	13,270	26,270
	35～39歳	8,090	15,890	31,490
	40～44歳	9,715	19,115	37,915
	45～49歳	11,530	22,680	44,980
	50～54歳	13,380	26,280	52,080
	55～59歳	14,225	27,925	55,325
	60～64歳	14,805	28,955	57,255
	65～69歳	15,140	29,290	57,590
	70～74歳	23,035	44,735	—
	75～79歳	31,490	—	—

●保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。●本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットした場合、その特約保険料は対象外です。(2022年8月現在) ●対象期間2年を希望される方は、取扱幹事代理店までお問い合わせください。ただし、64歳以上の方はご加入になれません。

保険金のお支払例は？

……基本プラン『所得補償保険』のケース……

基本プラン(所得補償保険)で月額200万円のプランに加入した先生が、
病気で入院し、7か月と24日間 診療ができなかった場合

入院初期費用 5万円 + (200万円×7か月+200万円×24/30) = お支払保険金合計 **1,565万円**

■支払対象外期間4日ですが、入院による就業不能時追加補償特約セットのため支払対象外期間(4日間)の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱幹事代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ・お申込みは駿河台厚生企画へ！ 今すぐFAX:03-3292-7664

＜下記に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお問い合わせください。駿河台厚生企画または募集代理店よりご連絡致します。＞

お名前 (医療機関名)			生年月日	年 月 日 満()歳	
			E-mail		
ご住所	〒 - 市区 郡				
連絡先 お電話	()	連絡先 FAX	()	ご記入日: 20 年 月 日	

右記のご希望の項目に ☒ をお付けください。 ☐ 加入したい ☐ 詳しい説明を聞きたい ☐ 詳しい資料が欲しい ☐ 電話が欲しい

取扱幹事代理店は先生方からご提供いただいた上記、加入希望書記載の個人情報を引受保険会社(損保ジャパン)より委託を受けて行う休診補償制度およびこれにセット・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

◆ 募集代理店(お問い合わせ先)

◆ 取扱(幹事)代理店

公益社団法人 東京都医師会 福利厚生事業代行会社
有限会社 駿河台厚生企画
〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階
電話: 03-3292-7663 (平日午前9時30分から午後5時30分まで)
Fax: 03-3292-7664
E-mail: skk-tma@carol.ocn.ne.jp
URL: <http://surugadai-tma.jp/>
※当社ホームページにアクセスいただけます。各種団体保険制度等をご参照ください。

